

令和8年6月3日に教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループにてとりまとめられた議論のまとめにおいて、法科大学院における評価の在り方については、「分野別認証評価の細目省令の構成等これまで他の分野からは独立して評価の仕組みが整備されてきた経緯も踏まえ、大学院部会の議論を踏まえ、別途法科大学院等特別委員会で検討する」とされた。特別委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、法科大学院における新たな評価の在り方については、以下の方向性で検討する。

これまでの法科大学院における質保証・質向上に向けた主な取組

機関別認証評価

- 教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況の評価

分野別認証評価

- 詳細で多岐にわたる厳格な認証評価
- 評価者に実務家を含む
- 客観的指標（入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、司法試験合格率等）を評価基準として活用（H27～）

◎ 質保証（「適合」割合の向上）

第1サイクル：68%→第4サイクル：97%

◎ 法令適合性の確認に留まらない質向上に向けた取組も行われている

△ 評価機関による評価基準・評価結果のバラツキ

国立大学法人評価における教育に関する現況分析

- 研究科等の教育上の目的や特徴、特色や客観的なデータ（司法試験合格率等）を踏まえ、判定
- 研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が特に優れている場合等については、特記事項として指摘

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

- 基礎額と加算額を合わせて配分額を算出し、基盤的経費のメリハリ付けに活用
基礎額：司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき算定
加算額：各法科大学院の5年間の機能強化構想とKPIの進捗状況を評価し算定
※ 評価対象となる取組（未修者教育、女性法曹の輩出等）を設定

◎ 意欲的な取組を一定程度推進（未修者教育の改善・充実等）

◎ 教育成果の可視化

△ 評価結果の固定化（司法試験合格率偏重）

△ 基盤的経費の変動・減額による取組の制限

※ 加算プログラムは、令和8年度評価を最終年度として廃止

（参考）教育課程連携協議会

- 産業界等（関連する職業関係者、地域の関係者等）との連携により、教育課程を編成

重複の排除・効率化

負担軽減

評価項目の重点化

法科大学院における新たな評価の在り方の方向性

分野別認証評価等のこれまでの質保証・質向上に向けた取組における蓄積・経緯や、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムが果たしてきた教育改善の契機等としての役割に留意



機関全体の評価

- 内部質保証を中心に機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価（学部・研究科一般と同様）

※ 機関全体の評価において、基準を満たさないと判断される場合は法科大学院ごとの評価を実施しない



法科大学院単位での評価

□ 質保証の視点

- 法令が求める最低基準を満たすかを中心に評価（研究科一般と同様）

※ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律や専門職大学院設置基準により法科大学院にのみ求められる事項を含む

□ 質向上の視点

- 各法科大学院が特色・魅力の更なる伸長を図っていくために、各法科大学院が置かれている地域特性・規模に配慮しつつ、**法科大学院における「教育成果」**を適切に評価

※ 途中段階での学修成果の把握等の項目は簡素化

法科大学院における新たな評価の在り方に関する基本的な考え方（案）

評価の単位

- ▶ 司法試験等と制度的に連動した「プロセス」としての法曹養成制度に位置付けられる法科大学院の特性を踏まえ、法科大学院については従来どおり、法科大学院として評価する。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ」（令和8年6月3日）より

- したがって、「新たな評価」制度においては、まず、機関全体における、高等教育機関の教育研究、組織運営及び施設整備の状況と学部等の教育活動を確認する。その上で、学修者により近い単位である学部等を評価の単位とすることで、学部等を切り口に、高等教育機関で行われている教育活動について法令等で求められている水準が保証され、学生一人一人の能力を最大限高めるための取組を行い、教育成果につながっているかという観点から評価を行うよう制度の転換を図る。

「大学院の評価について」（大学院部会（第125回）配付資料）より

- 2. 質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として「質保証」されているかを確認、評価するとともに「教育の質」が質保証・質向上されているかは、教育の基本組織である研究科における教育活動を確認し、評価していくことが必要。

評価の視点

- ▶ 法科大学院の評価においても、当然に求められる教育の質を確実に保証するとともに、教育の質向上を後押しするため、「質保証」・「質向上」から構成する。
- ▶ 認証評価や加算プログラムで活用されてきた司法試験合格率といった客観的指標について、教育の質向上のために適切なものは引き続き活用する。
- ▶ 法曹養成に係る社会的要請を踏まえ、定量的評価と定性的評価を組み合わせるとともに、各大学院がD Pに応じて評価指標を設定できるようにする。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ」（令和8年6月3日）より

- 学部等の評価においては、実践されている「教育の質」を
 - ① 法令等で求められる教育活動の水準に達しているか（質保証の視点）
 - ② 学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点） という2つの視点から評価機関は評価していくこととする。
- なお、学位の種類によって法令等で求められる水準が異なる場合や学位分野の独自性や国際水準の基準と照らして、基準等の追加等は可能とするが、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。併せて、学位分野の独自性に関して（「学生の視点に立って何を身に付けるべきか」について、「新たな評価」の実施を契機にして、産業界をはじめとした社会の声も参考にしながら、各学位分野の学協会において積極的に議論が行われることを期待する。

「大学院の評価について」（大学院部会（第125回）配付資料）より

- 1. 大学院段階の評価においても、当然に求められる教育の質を確実に保証するとともに、教育の質向上を後押しするため、「質保証」・「質向上」から構成する。

評価者

➤ 現在の分野別認証評価と同様、実務家を評価者として参入させる。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ」（令和8年6月3日）より

- また、これまでの認証評価においては、高等教育機関の教員のみならず、産業界関係者や高校関係者も一部参画してきた。社会の視点を幅広く反映して高等教育の質を評価していくためには、これら関係者の評価手続への一層の参画を促進していくことが必要である。また、国際的な事例も参考に、学生代表者が評価手続に参画すること、また、そのために必要な素養・理念の共有や研修を行うことも今後検討していく。

評価結果

➤ 評価結果を分かりやすく示し、評価結果の活用や各法科大学院の教育改善を促進するため、新たな評価制度全体の仕組みと同様に段階的に評価結果を示すこととする。具体的には、高等教育機関として求められている質保証の基準に達していない法科大学院については「要是正」とし、質保証の基準に達しているもののうち、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される法科大学院」「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている法科大学院」についてはより高く評価することとする4段階の評価とする。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ」（令和8年6月3日）より

- そのため、「新たな評価」においては、高等教育機関全体の評定に加えて、各学部等において段階別の評価結果を付すよう変更する。
具体的には、高等教育機関として求められている質保証の基準に達していない学部等については「要是正」とし、質保証の基準に達しているもののうち、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等」「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」についてはより高く評価することとする4段階の評価とする。その際の評語については、例えば、星のような特定の記号の数など、高校生や業界等をはじめとした社会にとって分かりやすいものとする。
(略)

「大学院の評価について」（大学院部会（第125回）配付資料）より

- ✓ 研究科ごとの教育の質を評価するにあたっては、質保証の視点と質向上の視点から評価し、評価結果は段階別に示す。
- ✓ 研究科ごとの段階別評価は
 - ①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない研究科」
 - ②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している研究科」
(②の水準に達していることを前提に)
 - ③「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を上げている研究科」という3段階を検討してはどうか。
- ✓ 評語については、例えば、星（3つ星、1つ星、要改善）にするなど、学部段階における評価との整合性も担保しつつ、学生や企業等の社会にとってわかりやすい評語とする方向で検討してはどうか。

法科大学院ごとの「教育の質」の評価

法科大学院ごとの段階別評価の考え方と評価結果の活用イメージ

- ✓ 法科大学院ごとの教育の質を評価するに当たっては、**質保証の視点**と**質向上の視点**から評価し、**評価結果は段階別に示す**。
- ✓ 法科大学院ごとの段階別評価は
 - ①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない法科大学院」
 - ②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している法科大学院」（②の水準に達していることを前提に）
 - ③「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される法科大学院」
 - ④「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている法科大学院」
 を高く評価するという**4段階を検討**してはどうか。
- ✓ 評語については、例えば、星（3つ星、2つ星、1つ星、要是正）にするなど、**学生や企業等の社会にとって分かりやすい評語とする方向で検討**してはどうか。

段階の意味	高等教育機関として求められている水準に達していない法科大学院	高等教育機関として求められている水準に達している法科大学院	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される法科大学院	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている法科大学院
評語（案）	要是正	1つ星（★）	2つ星（★★）	3つ星（★★★）
判定方法・活用イメージ	✓ 「 質保証の視点 」による評価は 実践している教育が法令等で求められる水準に達しているか で判定。 ✓ 具体的には、法科大学院ごとの評価項目を質保証の視点により評価し、 1つでも満たさない項目がある場合は「要是正」として判断する 。  □ 「要是正」法科大学院の場合、求められる水準に達していないおそれがあることから、文部科学省でペナルティを含めたその後の対応を検討。 □ 「要是正」機関は早期に自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。 □ また、文部科学省は、「要是正」機関に対して、改善状況を聴取し、改善の取組が不十分であったり、改善の見通しが無い場合は厳しい措置を講ずる。			✓ 「 質向上の視点 による評価」は 教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか で判定。 ✓ 法科大学院の教育は、 ① 法科大学院として共通して求められる資質・能力の育成 ② 各法科大学院それぞれの養成する人材像・特色を踏まえた資質・能力の育成 の視点から評価。  □ 高く評価された法科大学院に対してはインセンティブを検討

質保証の視点による評価

I. 明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準①＞ 社会・地域のニーズも踏まえ、法科大学院として適切な「養成する人材像」を明確に定め、社会に分かりやすく掲げていること	＜評価項目＞ a. 社会・地域のニーズも踏まえ、法科大学院として適切な「養成する人材像」を明確に定め、示していること	＜質保証の視点＞ 「養成する人材像」を、法科大学院として適切で、社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしており、学生・教職員の間で共有し、社会に対して発信しているか。
＜評価基準②＞ 「養成する人材像」に照らして必要かつ法曹となろうとする者にふさわしい学識及び能力並びに素養を「修了認定・学位授与の方針」（DP）において示していること	a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ法曹となろうとする者にふさわしい学識及び能力並びに素養を「修了認定・学位授与の方針」（DP）で示していること	- DPを示しているか。 - 掲げている「養成する人材像」とDPとの関連が示され、DPを法曹となろうとする者にふさわしいものとしているか。
＜評価基準③＞ 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること	a. 「修了認定・学位授与の方針」（DP）と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」（CP）を策定していること	- DPと整合性があるCPを策定しているか。 - 法科大学院として適切なCPを策定しているか。 - CPを適切な方法で公表しているか。
	b. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して教育課程を段階的かつ体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること	- CPに照らして教育課程を体系的に編成しているか。 - 法科大学院に必要な科目が段階的かつ体系的に開設されているか。 - 教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。 - シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示しているか。 - 法曹となろうとする者に必要な学識及び能力並びに素養を涵養するのにふさわしい授業科目を開設しているか。 - 授業を適切な方法で行っているか。 - 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、法律基本科目については原則として50人以下となっているか。（50人以下となっていない場合、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができるものとなっているか。） - 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。

I. 明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準③＞ 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること	c. 教育課程連携協議会による意見を踏まえ、教育課程を編成・実施していること	教育課程連携協議会が設置され、教育課程の編成・実施について審議されているか。
＜評価基準④＞ 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に照らして、必要な資質・能力を図るために「入学者受け入れの方針」（AP）を的確に定めるとともに、当該APに基づき適切に入学者選抜を実施すること	d. 法曹養成連携協定を締結した法科大学院が、法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項を実施していること	法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項が実施されているか。
	a. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者受入れの方針」（AP）を的確に定めていること b. 法曹としての適性を有する多様な入学者の確保を図るとともに、「入学者受入れの方針」（AP）に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて入学者の選抜が行われていること	- 的確なAPを定めているか。 - APに沿った入学者選抜方法を学生募集要項等に示しているか。 - 学生の入学に関して教授会等において扱っているか。 - 法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、必要な情報を公表しているか。 - 入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、多様な入学者を確保するために適切な配慮を行っているか。

II. 適切な学位審査・円滑な学位授与の実施

＜評価基準①＞ 「修了認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、適切な審査体制が整備されていること	＜評価項目＞ a. 「修了認定・学位授与の方針」（DP）において示す資質・能力に応じ、適切な体制が整備されていること	＜質保証の視点＞ - 修了認定の体制が明らかで、その内容等が法令を満たしているか。 - 修了に関し教授会等で扱っているか。
＜評価基準②＞ 審査体制の整備に当たっては、審査の透明性・客観性が担保されていること	a. 修了認定及び学位授与の審査等に係る基準を適切に設定するとともに学生に示していること	- 修了認定の基準や判定方法が明らかで、その内容等が法令を満たしているか。 - 修了認定の基準や法令に従い適切に修了認定が行われているか。 - 厳格かつ客観的に評価及び認定が行われているか。 - 在学期間の短縮や法学既修者認定に関する規定を法令に従い定めているか。
＜評価基準③＞ 学位の授与が円滑に行われていること	a. 標準修業年限内での円滑な学位授与が行われていること	- 標準修業年限以内で修了した者の占める割合が公表されているか。 - 標準修業年限以内で修了した者の占める割合の情報公表等を通じて、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼と支援を得られるよう取組が進められているか。 - 標準修業年限以内で修了していない者について、標準修業年限で修了していない原因（留学、就職・起業、家庭の事情等（病気・怪我・出産・育児・介護等）など）を把握し、必要な分析を行っているか。 （課程の修了の認定に当たっては、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って、厳格な成績評価に基づき適切に行うべきものであることには留意が必要。）

III. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞ 学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること	＜評価項目＞ a. 教育改善のための体制を構築していること	＜質保証の視点＞ 教育改善を図るための体制を備えているか。
	b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること	- 自己点検・評価を行い、改善・向上を行っているか。 - 学修成果の可視化によって得られた結果等を教育内容・方法等の改善に活用しているか。 - 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

質向上の視点による評価

法科大学院における質向上の視点の考え方（案）

- 学部・大学院一般の質向上の評価の視点も踏まえ、「**学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げているか**」について、教育の取組と教育成果を一体的に評価。
- 特に法科大学院については、**各大学の特色・魅力の伸長を図る必要性**とともに、**法科大学院として共通して求められる役割**があり、これまでも共通の客観的指標（司法試験合格率等）による評価が行われてきたことを踏まえ、「**①法科大学院として求められる資質・能力の育成**」と「**②各法科大学院それぞれの養成する人材像・特色を踏まえた資質・能力の育成**」という2つの視点から評価。
- 各法科大学院は、教育成果と、教育成果を上げるための取組の状況を様々な根拠やデータを組み合わせて評価機関に対して説明。
- 評価員は、**教育活動を通じて教育成果を挙げているか**について、以下のポイントを踏まえ**総合的に判断**する。

優れた取組を通じて高い成果が出ているか一体的に評価

①及び②の達成状況を総合的に評価

	教育の取組	教育の成果
① 法科大学院として共通して求められる資質・能力の育成	➤ ①、②のための各法科大学院の取組 （取組内容・実績を示す根拠例） ● 社会人学生の学習環境の整備（社会人に配慮した授業時間設定等） ● 学生への経済的支援（リサーチ・アシスタントとしての雇用、学会参加費・渡航費支援等） ● 海外の法律事務所への派遣数 ● 他研究科等と連携した講演、国際セミナー等の参加人数 ● 「国際法曹枠・理系法曹枠」（特別選抜入試）入学者数 ● 研究者養成を視野に入れた科目の受講者数 ● リカレント教育プログラム履修者数 ● きめ細かな指導を行うための最低基準を大きく上回る教員等配置等の状況 ● 実務臨床科目の受講者数 ● ICT設備や図書等の資料を含めた学修効果を向上させるための施設設備の充実 ● 提供している授業の数・科目数 ● 補助教員／実務家教員の活用（ゼミ受講者、答案添削利用者） ● 連携協定先との協働 ● 修了生受験生への支援状況 ● バリアフリーの取組（ノートテイク等） ● 就職支援の取組 等	➤ A)～C)の共通の客観的指標 A) 5年間の累積司法試験合格率 B) 法学未修者の5年間の累積司法試験合格率 C) 修了後1年目までの司法試験合格率
② 各法科大学院それぞれの養成する人材像・特色を踏まえた資質・能力の育成		➤ 各法科大学院のDPに応じた客観的指標や個別の活躍事例 （教育成果を示す客観的指標や活躍事例の根拠例） ● 非法学部出身者及び社会人経験者の司法試験合格率・合格者数 ● 法学だけでない特定の分野の知識や経験を活かし活躍する修了者の事例 ● 女性の司法試験合格率・合格者数 ● 大都市部以外の地区で弁護士登録した修了者の割合・数 ● 国際的に活躍する修了者の事例 ● 組織内弁護士、法務担当者や公務法曹の輩出実績 ● 修了者の活躍を示す就職先へのアンケート調査結果 ● 法科大学院等の教員・研究者となった修了者の数・事例 等

3つ星（★★★）：①及び②の視点ともに優れた取組を通じて高い成果が認められる。

2つ星（★★）：①及び②の達成状況を総合的に勘案すれば、今後3つ星の水準に達することが期待される。（※）

1つ星（★）：質保証の基準は満たしているが、2つ星・3つ星に該当しない。

※ ①と②を総合的に勘案して一定の水準に達している場合に2つ星に該当するものであり、①か②いずれか一方の高い評価だけによって2つ星と評価されるものではない。（具体的な水準の設定や①②の比重の在り方については、今後実務的に検討。）

段階別評価の
考え方

參考資料

新たな評価

質向上の視点②

各法科大学院のDPに
応じた教育成果を挙
げていることを示す客
観的指標や個別の活
躍事例に基づき評価

質向上の視点①

法科大学院として共
通して求められる資
質・能力を指標の状
況に基づき評価

質保証の視点

法令適合性の確認

【法科大学院の取組】

- ・ 社会人学生の学習環境の整備（社会人に配慮した授業時間設定等）
- ・ 学生への経済的支援（リサーチ・アシスタントとしての雇用、学会参加費・渡航費支援等）
- ・ 海外の法律事務所への派遣数
- ・ 他研究科等と連携した講演、国際セミナー等の参加人数
- ・ 「国際法曹枠・理系法曹枠」（特別選抜入試）入学者数
- ・ 研究者養成を視野に入れた科目の受講者数
- ・ リカレント教育プログラム履修者数
- ・ きめ細かな指導を行うための最低基準を大きく上回る教員等配置等の状況
- ・ 実務臨床科目の受講者数
- ・ ICT設備や図書等の資料を含めた学修効果を向上させるための施設設備の充実
- ・ 提供している授業の数・科目数
- ・ 補助教員／実務家教員の活用（ゼミ受講者、答案添削利用者）
- ・ 連携協定先との協働
- ・ 修了生受験生への支援状況
- ・ バリアフリーの取組（ノートブック等）
- ・ 就職支援の取組 等

【質保証の視点】

- ・ I ①a（養成する人材像）
- ・ I ②a（DP）
- ・ I ③a（CP）
- ・ I ③b（授業科目）
- ・ I ③c（教育課程連携協議会）
- ・ I ③d（法曹養成連携協定）
- ・ I ④a（AP）
- ・ I ④b（入学者選抜）
- ・ II ①a（学位授与審査体制）
- ・ II ②a（学位授与審査基準）
- ・ II ③a（標準修業年限）
- ・ III ①a（教育改善）
- ・ III ①b（自己点検・評価）

【加算額の評価対象の取組】 【各大学が設定するKPI例】

- ・ 未修者教育の充実
- ・ 社会人学生に対する支援
- ・ 女性法曹輩出に対する取組
- ・ 法曹コースをはじめとした学部との連携
- ・ 複数の法科大学院との連携
- ・ 地域の自治体や法曹界、産業界との連携
- ・ 教育の充実（ICTの活用、在学中受験に向けた教育課程の工夫、司法修習との連携等）
- ・ 大学独自の取組（グローバル化、博士課程への接続等）
- ・ 共通到達度試験結果
- ・ 夜間コース修了者合格率
- ・ 女性合格率
- ・ 法曹コース修了者合格率
- ・ 単位互換科目修得者数
- ・ 組織内弁護士・法務担当者就職実績
- ・ 特定地域の弁護士会
- ・ 学生のカリキュラム満足度
- ・ 個別サポートを受けた学程の工夫、司法修習との連携等
- ・ 海外プログラム参加者数
- ・ 外国籍等合格者数
- ・ 博士後期課程進学者数 等

【基礎額算定の指標】

- ・ 司法試験合格率（5年間の累積合格率、修了後1年目までの合格率等）
- ・ 入学者選抜における競争倍率
- ・ 入学者数
- ・ 夜間開講
- ・ 地域配置
- ・ 共通到達度確認試験の活用

【認証評価の細目省令】

- ・ 入学者選抜
- ・ 教員研究実施組織
- ・ 定員管理
- ・ 教育課程の編成
- ・ 同時に授業を行う学生の数の設定
- ・ 授業の方法
- ・ 学修成果の評価及び修了の認定
- ・ 組織的な研修及び研究の実施
- ・ 教育活動等の状況に係る情報の公表
- ・ 単位数の上限の設定
- ・ 単位及び法学既修者の認定
- ・ 課程の修了認定
- ・ 教育上必要な施設及び設備
- ・ 図書その他の教育上必要な資料の整備
- ・ 教育活動の成果及び当該成果に係る教育活動の実施状況
- ・ 連携法科大学院における認証評価の実施状況

加算額

各大学が設定した
KPIの目標値に対す
る達成度を基に算出

基礎額

共通の客観的指標
について
全国平均との比較等
により算出

認証評価

大学評価基に基づき
「適合」「不適合」の
判断

現行分野別認証評価の大学評価基準と「新たな評価」の基準等（案）との比較

※法令は専門職大学院設置基準の範囲で確認の上作成

細目省令	専門職大学院 設置基準との対応	現時点の基準等（案）との比較
イ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価及び判定に関すること。	第19条～第20条、第20条の7 （連携法第5条、第10条）	・質保証Ⅰ④a（AP） ・質保証Ⅰ④b（入学者選抜）
ロ 専任教員の適切な配置その他の教育研究実施組織に関すること。	第4条～第5条	（機関全体の評価基準1）（質向上の視点）
ハ 入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。	（大学院設置基準第10条）	（※調整中）
ニ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成に関すること。	第20条の2～第20条の3	・質保証Ⅰ③a（CP） ・質保証Ⅰ③b（授業科目）
ホ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。	第20条の4	・質保証Ⅰ③b（授業科目）
ヘ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。以下この号及び次号において「連携法」という。）第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法に関すること。	第20条の5	・質保証Ⅰ③b（授業科目）
ト 学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定に関すること。	第10条、第20条の6	・質保証Ⅰ②a（DP） ・質保証Ⅱ①a（学位授与審査体制） ・質保証Ⅱ②a（学位授与審査基準） ※学修成果の評価については簡素化
チ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。	第5条の2	・質保証Ⅲ①a（教育改善）
リ 教育活動等の状況に係る情報の公表に関すること。	第20条の7	・質保証Ⅰ④b（入学者選抜） 等
ヌ 学生が一年間に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。	第20条の8	・質保証Ⅰ③b（授業科目）
ル 専門職大学院設置基準第二十二条第一項の規定による単位の認定及び同令第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。	第22条、第24条～第25条	・質保証Ⅱ②a（学位授与審査基準）
ヲ 課程の修了要件に関すること。	第23条	・質保証Ⅱ②a（学位授与審査基準）
ワ 教育上必要な施設及び設備（力に掲げるものを除く。）に関すること。	第17条	（機関全体の評価基準1）（質向上の視点）
カ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。	第17条	（機関全体の評価基準1）（質向上の視点）
コ 法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。	第20条の7	（質向上の視点）
タ 連携法第六条第二項第一号に規定する連携法科大学院における同法第十二条第二項に規定する実施状況に関すること。	（連携法第6条、第12条）	・質保証Ⅰ③d（法曹養成連携協定）
（細目省令に対応しないもの）	・（大学院設置基準第1条の2） ・第6条の2 ・第18条 ・（学教法第109条）	・質保証Ⅰ①a（養成する人材像） ・質保証Ⅰ③c（教育課程連携協議会） ・質保証Ⅱ③a（標準修業年限） ・質保証Ⅲ①b（定期的な点検・評価）

※赤字：大学院・専門職大学院一般にはない評価項目

定量指標（案）の参考となる指標例

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

※基礎指標抜粋

	指標	点数
①※1	司法試験の合格率	6点
	直近5年間の修了者に係る累積合格率※2が全国平均以上	
	直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合	2点
	・下記以外	0点
	・直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均半分未満の場合	
	さらに、以下に該当する場合は加算	
	・直近5年間の修了者に係る累積合格率が75%以上 + 2点	
②※1	法学未修者の司法試験の合格率	5点
	直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均以上	
	直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合	2点
	・下記以外	0点
	・全国平均の半分未満	
	さらに、以下に該当する場合は加算	
	・直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が55%以上 + 2点	
③※1	修了後1年目までの司法試験の合格率	4点
	法科大学院修了後1年目までの司法試験合格率（既修・未修合計）について「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回以上	
	「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回未満の場合	2点
	・下記以外	0点
	・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続	
	さらに、以下に該当する場合は加算	
	・直近3年間の「合格率が55%以上」 + 2点	
④	入学者選抜における競争倍率	3点
	2.0倍以上	2点
	1.75倍以上かつ2.0倍未満	1点
	1.5倍以上かつ1.75倍未満	0点
	1.5倍未満	
⑤	入学者数	2点
	下記以外	0点
	3年連続して入学者数が10名未満である場合	
⑥	夜間開講	1点
	別に表示条件を全て満たした上で実施※3	0点
	上記以外	
	さらに、要件を満たした上で以下に該当する場合は加算	
	・直近の社会人入学者数が10名以上 + 1点	
⑦	共通到達度確認試験の活用	2点
	活用している（進級判定、学修状況の把握、学習指導、FD活動、教材開発など）	
	活用せず	0点
⑧※4	地域配置※5	2点
	又は	0点
	同一都道府県内に2校以下	
	同一都道府県内に3校以上	
	夜間開講※6	2点
	実施	0点
	実施せず	

※1 （略）

※2 各法科大学院の修了者のうち、法科大学院修了資格をもって司法試験を受験した者の実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※3 別に表示条件は以下のとおりとする。

- ・夜間その他特定の時間又は時期において授業を行い(大学院設置基準第14条に該当)、これらの授業のみで学位が取得できる体制であること（一部のコース等に限り(例：既修コースのみ)学位が取得できる体制である場合を含む）
- ・社会人入学者の割合が全国平均以上
- ・社会人学生が学びやすい環境を整備している（例：オンデマンド方式の遠隔授業の活用、長期履修制度の柔軟な運用など）

※4 ①～⑦の指標によって分類を行った際、第3類型に該当する場合に適用。

※5 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※6 夜間開講の定義は、以下のとおり。

- ・夜間その他特定の時間又は時期において授業を行い(大学院設置基準第14条に該当)、これらの授業のみで学位が取得できる体制であること（一部のコース等に限り(例：既修コースのみ)学位が取得できる体制である場合を含む）
- 本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

現況分析

※教育に関する項目抜粋

【教育に関する現況分析基本データ】

- 学生数（男女別）
- 社会人学生の割合
- 留学生の割合
- 日本人留学生の割合
- 入学定員充足率**
- 本務教員当たりの学生数
- 本務教員数（男女別）
- 退学率
- 入学者のうち標準修業年限内卒業・修了率
- 入学者のうち標準修業年限×1.5年以内卒業・修了率**
- 卒業・修了者に占める進学者の割合
- 卒業・修了者に占める就職者の割合

【教育の現況分析に用いる政府公表データ】

- 国家試験合格率（法科大学院修了者の司法試験合格率等）
- 教員就職率（正規任用のみの教員就職率（教職大学院）等）

その他

- 3ポリ策定の有無
- 授業時間
- 履修登録上限単位数
- 単位認定の基準の有無
- 修了要件単位数
- 専任教員数（年齢構成含む）
- 教授数
- 実務家教員数
- 教育課程連携協議会の有無・構成
- 留年者
- 休学者

（参考）大学基準協会分野別認証評価における「専門職大学院基準に関する基礎要件データ」より